

論壇

平成が終わり、新しい時代へ — 税理士を取り巻く環境 —



菅納敏恭
【神田】

今年4月には平成が終わ
り、新しい元号の時代が始
まる。この平成の30年間に
税理士制度を取り巻く社会
経済環境もさまざま変わっ
た。税理士制度も社会経済
の一つの制度であるから、
制度の基礎となる社会経済

1. 消費税の導入

消費税が導入されたのは
平成元年であった。平成の
30年間に消費税は基幹税と
なった。

税理士という職能がいつ
から始まったのかについて
はさまざまな考えもある
が、そのひとつに明治29年
に営業税が創設され翌年実
施されたことにもない、
税務、会計に素養がある者
が税務相談等に当たったこ
とが始まりだともいわれ
る。この営業税は資本金、
売上金額、従業員数などの
外形標準による課税であ
ったが、これに先だつ明治20
年の所得税の創設と相ま
って経済の発展にともない国
税の税源を地租から営業収
益に重点を移していこうと
いうものであった。したが

が変ればその役割機能も
影響を受けることになる。
この30年間の流れを包括的
にとらえ体系的に理解する
ことは難しいが、いくつか
の社会経済の変化を探りあ
げ税理士制度への影響につ
いて考えてみたい。

ってこうした流れのなかで
自然発生的に登場した民間
の税務専門家は営業収益の
計算に軸足を置いたもので
あったといえよう。

消費税が導入される前、
平成元年の一般会計歳入は
所得税、法人税と所得課税
が中心であったが、現在は
所得税（19・5%）、法人税
（12・5%）に加え、消費
税（18%）と消費税歳入が
大きな柱になっており、法
人税においては平成30年の
歳入額は平成元年の歳入額
を下回っている。これから
消費税は税率の引上げによ
りさらにこれから存在を高
めるであろう。消費税の本
質は付加価値税であるか、
あるいは消費に担税力をみ
る消費課税であるのかにつ

いて理解は分かれるかもし
れないが、消費税の税額計
算は付加価値の算出ではな
く、課税取引の積上げ計算
になっている。

税理士制度は所得課税の
時代に呼応して登場し、所
得の算出を中心とする業務
に専らきた。現在なお所
得税法人税という所得課税
は基幹税でありその存在は
大きい。平成の時代に導
入された消費税がもう一つ
の基幹税として存在を高め
ていくと、いわゆる税務会
計の知識を活用する所得計
算を中心とした税理士業務
は多少とも変化するであ
ろう。今後さらにインフォ
ム方式が導入されれば消費
税額の算定では積上げ計算
という性格が強くなり、こ
の面ではAIの進展の影響

戦後急速に伸びた日本の
人口は平成に入ってから増
加率が穏やかになってきて
いたが、平成20年1億28
08万人をピークに減少に
転じた。同時に人口の都市
への集中が進み、また高齢

2. 人口減少と税理士数の増加

を大きく受けるであろう。

もとより税理士が「税務
に関する専門家」（税理士
法第1条）であることには
変わりはない。しかし税理
士が果たす「税務」は、所
得税法人税が中心の時代に
は税務会計の知識を活用し
課税所得金額を算定するこ
とが主要なものであった
が、消費税の納付税額の算
定では必ずしも税務会計的
判断を必要としない。課税
取引非課税取引を判断し
個々の取引の消費税相当額
を積上げ計算することにな
る。そこで「税務に関する
専門家」であることは変わ
らなくとも、税務会計的業
務の比重はさがり、税理士
の具体的な業務の内容は変
わってくるであろう。

化が進み生産年齢人口が減
少している。
これに対しこの間、税理
士登録者数は一貫して伸び
ている。平成元年5万53
40人であったが平成5年
に6万人を突破し平成18年

に7万人を超えた。昨年11
月末現在7万7756人で
あり、やがて8万人に達し
ようとしている。平成の30
年間で4割の増加である。

一方事業所数は総務省統計
局平成26年経済センサスに
よれば近年ほぼ横ばいであ
る。さらに経営者の高齢化
に伴い廃業が憂慮され、税
制でも事業承継が図られて
いることはご承知の通りで
ある。税理士のクライアント
は個人法人の企業に限ら
れるものではないが、主な
クライアントは企業であ
る。税理士のマーケットが
拡大したわけではない平成
時代に税理士数が4割増大
しているのである。

真の競争は市場が飽和状
態になってから始まるとい
われる。税理士業の顧客マ
ーケット規模が停滞ないし
縮小しつつあるなか平成13
年に税理士法改正により報
酬規定が廃止された。この
ころ司法制度改革で法曹人
口の拡大が図られ、また公
認会計士の増加も図られ
た。背景には市場における
競争を通じて資質の向上、
不適格者の排斥を実現しよ

うという自由競争の考え方
があるであろう。しかし
その後をみると各士業とも
意図したようになっていな
いようである。専門家サー
ビスは工業製品などの大量
消費財とは異なり代替が効
くものではない。もとより
一切の競争を認めず安穩と
した業界を望むものではな
いが、専門職の資質能力の
判断を市場の競争の結果に
ゆだねるといふ考えには限
界がある。

法曹人口また公認会計士
数については意識的に増加
させる政策がとられたので
その後の是正も意識的にな
されているようであるが、
税理士登録者数の増加は意
図的なものでなかったこと
もあり税理士登録者数につ
いての議論は進んでいな
い。いったい日本の経済規
模、そして税制構造、歳入
規模から考えて社会が必要
とする税理士の数はどれほ
どであろうか。税理士制度
をこのような視点で論じら
れることはこれまで少なか
ったように思われるが、社
会の中で機能する税理士制
度としては無視しえない課

平成の30年を振り返ると
と社会経済に大きな変化が
あった。製造業を中心に経
済成長を続けた昭和が終焉
し日本経済は低成長が常態
となった。その間、家族の
規模が小さくなり、片働き
で子ども2人の4人家族と
いうかつての標準世帯は5
%である。高齢化は進行し
単独世帯が最も多い。家族
の力が落ち社会保障費が増
大している。人口構成も少
子化が進行するとともに、
都市部への人口集中が顕著
である。社会経済のグロー
バル化も進み、インターネット
に代表される情報化の
進展も著しい。大規模災害

3. 税理士の働き方

平成年間に税理士法の
大きな改正が2回あった。平
成13年改正では税理士法人
制度が創設されるとともに
補助税理士という業務形態
が認められた。補助税理士
制度は平成26年改正により
所属税理士となり、制約は
あるものの独自に業務を受
任できるようになった。

伝統的に税理士の業態は
独立自営の開業税理士をイ
メージしていたが、社会経
済の伸びを上回って税理士
登録者数が増大していった

ため、他の開業税理士、税
理士法人に雇用される税理
士が増えてきた。所属税理
士制度はこれを受けたもの
であろう。東京税理士会
は毎月新規に税理士登録す
る者がいるが、昨今の新規
登録者を見ると税理士法人
や他の税理士事務所にも勤
める所属税理士の数も多く、
開業税理士は少ない。さら
には一般の企業に財務スタ
ッフとして勤務しており、
自宅を税理士事務所として
登録する例も増えている。

4. 新しい時代に

も頻発している。

このような社会経済の変
化を網羅的に採りあげるに
は能力不足であるが、税理
士制度も社会のひとつの制
度として時代の影響を受け
ることは明かであろう。い
まはまだその名が分からな
い新しい元号の時代にも公
的サービス、そしてその資
金負担の配分は重要であ
り、税理士制度に寄せられ
る期待も大きい。その期待
にこたえるためにもわれわれ
は社会経済の変化のなかで
税理士制度を考えていかな
くてはなるまい。

題であろう。